

Japan Incubation Base

JIB 主催セミナー、事業相談参加規約

本 JIB 主催セミナー、事業相談参加規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社パソナ（以下「当社」といいます。）が運営する Japan Incubation Base（以下「本協会」といいます。）における mutual society サービスの一環で実施する勉強会（以下「本 JIB 主催セミナー、事業相談」といいます。）へご参加いただく方（以下「参加者」といいます。）及び本 JIB 主催セミナー、事業相談へのご参加を希望される方（以下「参加希望者」）に適用される規約です。参加希望者は本規約に同意した上で本 JIB 主催セミナー、事業相談にお申し込みください。

第1条 目的

本協会は、起業・創業・新規事業開発・イノベーション創発を志向する個人が抱える課題を、コミュニティ形成や共助環境の整備をすることで解決することによって多様な価値観と働き方を尊重しながら個人と企業が対等な関係で協働・共創する「個人自立社会」の実現と、事業創造活性化を通じた社会の発展に貢献していくことを目的とします。本 JIB 主催セミナー、事業相談は本協会での取り組みの一環として行うものです。

第3条 JIB 主催セミナー、事業相談参加申込み・参加資格

- 1.参加希望者は、本規約に同意の上、本 Forms に必要事項を入力・送信し、本協会に本 JIB 主催セミナー、事業相談への参加を申し込むものとします。
2. 前項の申込みをした者は、本協会の運営事務局（以下「事務局」といいます。）が審査のうえ承認し、第4条に定める参加費用を支払うことによって本 JIB 主催セミナー、事業相談参加資格を取得するものとします。

第4条 参加費用

- 1.参加希望者は、本条に定めるところに従い、本 JIB 主催セミナー、事業相談の案内ページに記載されている参加費用を支払うものとします。
- 2.本 JIB 主催セミナー、事業相談参加費は、銀行振込またはクレジットカードにより支払うものとします。ただし、本協会が別途指定する場合はこの限りではありません。
- 3.参加者が自己の都合により本 JIB 主催セミナー、事業相談への参加が難しくなった場合でも、参加費用の返還は行わないものとします。

第5条 本 JIB 主催セミナー、事業相談参加資格の喪失

- 1.当社は、参加者または参加希望者が次のいずれかに該当する場合には、本 JIB 主催セミナー、事業相談への参加を承諾せず、また何らの通知又は催告を行うことなく参加者の参加資

格を喪失させることができます。

(1) 第 11 条に定める遵守事項に違反したとき

(2) 本規約に定める事項又はその他の規約、特約等に違反し、本協会から相当期間を設けて是正の要請を受けたにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき

(3) 不適切なサービス利用その他の行為により本協会の正常な運営を妨げ若しくは信用を傷つけ、又はそのおそれがあると当社が判断したとき

(4) 違法又は不適切な目的で本協会のサービスを利用し、又は利用しようとしたとき

(5) 反社会的勢力との関わりが生じたと当社が判断したとき

(6) その他、参加者の参加資格の継続を認めることが妥当ではないと当社が判断したとき

(7) 前各号に準ずる事由が生じたとき

2.前項に基づいて参加者が参加資格を喪失した場合は、当該参加者は、参加資格を喪失した日以降、本 JIB 主催セミナー、事業相談ならびに本協会のサービス（参加資格喪失日の前に申込みを行ったサービスを含む）を一切受けることができないものとし、本 JIB 主催セミナー、事業相談ならびに本協会のサービスの利用を直ちに中止するものとします。また、当該参加者が本協会の会員である場合には、会員資格を喪失させ、会員サービスの利用にかかる契約（以下「会員契約」といいます）を解除いたします。なお、本項に該当する場合、お支払いいただいた参加費用及び会員契約に基づきお支払いいただいた本協会の会員年会費は当社から返還いたしません。

3.当社は、参加者に対し、本規約に基づいて参加者が参加資格を喪失し、本 JIB 主催セミナー、事業相談および本協会のサービスを利用できないことにより当該参加者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

【第 3 章 本 JIB 主催セミナー、事業相談の内容と責務等】

第 6 条 本 JIB 主催セミナー、事業相談の内容

1.本 JIB 主催セミナー、事業相談においては、プログラムの一環で懇親会(株式会社パソナ、株式会社パソナグループ、及び提携企業が実施するイベント等の告知を含む)を実施する場合があります。

第 7 条 本 JIB 主催セミナー、事業相談の対象者の範囲

本 JIB 主催セミナー、事業相談へ参加することができる者は、参加者本人に限ります。参加者は、第三者に本 JIB 主催セミナー、事業相談に参加させ、又は参加者の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第 8 条 本 JIB 主催セミナー、事業相談の変更及び本規約の改定

1.本協会は、本 JIB 主催セミナー、事業相談の内容を変更することができます。

この場合、本協会は、遅滞なくインターネット上の掲示、メールによる通知方法で、これを

告知又は周知するものとします。

2. 当社は、本協会の健全な運営を図るため、又は法令の改正等により、当社が必要と判断した場合には、本規約を改定（変更及び廃止を含む）することができます。この場合、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びにその効力発生時期について、事前にホームページにより告知又は周知するものとし、当該改定は、告知等に定める日より適用されるものとします。

3. 本規約の改定後に本 JIB 主催セミナー、事業相談に参加する場合、参加者は改定後の規約を承諾したものとみなします。

第9条 通知・情報提供

1. 参加者及び参加希望者は、本協会が、参加者及び参加希望者の登録情報を、本 JIB 主催セミナー、事業相談に関する連絡事項及び株式会社パソナ、株式会社パソナグループ、及び提携企業に関わるイベントの情報提供のために利用することについて承諾するものとします。ただし、参加者及び参加希望者は事務局へメールにて届出をすることにより、必要通知を除くメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。

2. 本協会が通知や情報提供を行ったことにより、参加者または参加希望者または第三者に対して損害が発生した場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 登録情報が最新又は正確でなかったことにより本協会からの通知、照会、確認等が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、本協会の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話、メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。

第10条 録音または録画

参加者は、本協会が以下の目的で、本 JIB 主催セミナー、事業相談において録音または録画および録音または録画した動画の配信を行う場合があること（個人が識別できないよう配慮いたしますが、録画時には参加者が映り込む場合がございます）に予め同意するものとします。

(1) 本 JIB 主催セミナー、事業相談の品質向上のため

(2) 本 JIB 主催セミナー、事業相談のウェビナー配信のため

(3) 本 JIB 主催セミナー、事業相談のアーカイブ配信のため

（本協会の会員のみを対象とし、期間を限定した配信となります。）

第11条 遵守事項

参加者は、本規約、その他本協会が通知した案内に従って本 JIB 主催セミナー、事業相談に参加をするものとし本 JIB 主催セミナー、事業相談において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為、若しくは違法な行為を勧誘又は助長する行為
- (2) 当社、本協会又は他の会員の利益を不当に侵害し、又は営業を妨害する行為
- (3) 当社、本協会のウェブサイトの運営又はネットワーク・システムを妨害する行為
- (4) 名誉、信用を毀損し、又はプライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害する行為
- (5) 当社、本協会、協力企業又は他の参加者に対する誹謗中傷、脅迫、いやがらせ、その他経済的もしくは精神的損害又は不利益を与える行為
- (6) 民族・人種・出身地・性別・年齢等による差別につながる言動（ヘイトスピーチ）
- (7) ポルノ、ヌード、猥褻的、暴力的な画像、その他会員が不快に感ずる表現行為
- (8) 情報を改ざん・消去する行為、又は事実と反する情報を発信する行為
- (9) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (11) 政治活動用の広告、宣伝、勧誘を目的とする行為
- (12) 宗教の勧誘を目的とする行為
- (13) 他人を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社等の団体を名乗ったり、又は他の人物や団体と提携、協力関係にあると偽る行為
- (14) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (15) 第三者から収益を得る目的で特典を利用する行為
- (16) 他の参加者の個人情報を収集・蓄積する行為
- (17) 反社会的勢力と関わる行為
- (18) その他公序良俗若しくは一般常識に著しく反する行為、又は本協会が不適切と判断する行為
- (19) 賠償責任保険、所得補償制度等、会員が加入可能な保険を不正請求する行為

【第4章 その他】

第12条 免責および損害賠償

1. 本協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、参加者への事前の通知が困難な場合は参加者への事前の通知を行うことなく、本JIB主催セミナー、事業相談を中止または実施日時を変更することができるものとします。なお、次の各号の事由により本JIB主催セミナー、事業相談が中止となった場合または変更後の実施日時にてご参加が難しい場合には、次の各号の事由が解消された後、お支払いいただいた参加費用を遅滞なく返還いたします。

- (1) 病気、事故、交通遮断等により本JIB主催セミナー、事業相談の講師が講義を行えない場合
- (2) 天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病など）
- (3) 社会的事変（戦争、暴動、内乱、テロなど）
- (4) 法令の改廃・制定

(5) 公権力による命令・処分

(6) 火災、停電、サイバー攻撃その他不慮の事故等により本 JIB 主催セミナー、事業相談の提供が困難な場合

(7) 前各号に準ずる事由が生じた場合

2. 前二項に定める参加費用の返還の他、本協会は予定していた本 JIB 主催セミナー、事業相談の中止等によって生じたいかなる損害について、何らの責任を負わないものとします。

3. 参加者は、本 JIB 主催セミナー、事業相談の利用において行う言動、行動、活動、投稿及び発信等については、自らの判断と責任の下で行うものとし、これにより参加者と第三者との間で紛争が発生した場合は自己の費用と責任において当該紛争を解決するものとします。参加者による本サービスの利用に起因して、当社が第三者から損害賠償の請求を受け、又は当社がその損害を賠償した場合、当該参加者は、当社の被った損害を補償するものとします。

第 13 条 準拠法及び管轄裁判所

本規約に関する準拠法は、日本法とします。本協会の提供するサービスにつき参加希望者又は参加者と本協会または当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条 反社会的勢力の排除

1. 参加希望者及び参加者は、自らが暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」といいます。)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。

2. 参加希望者及び参加者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。

3. 本協会は、会員が第1項の表明に反することが判明した場合または前2項の誓約に反した場合、何ら催告を要せず直ちに当該会員の会員資格を喪失させ、本協会のサービス低下用に関する契約を解除できるものとします。なお、この解除によって会員に生じた損害について、本協会は責任を負わないものとします。

附則

本規約は、2023年10月5日から施行する。